

指針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信

税理士 疋田 英司

税理士 中富 強

税理士 松谷 正俊

国会で議論されているように、国内消費が冷え込んでいる中で、消費税がアップすれば消費は冷え込んでしまします。これは税率3%から5%になった時に経験済のことです。

野田首相の責任は

ところで、平成17年本会議で民主党の野田幹事長（当時）が国会の代表質問で、こんな質問をしました。

消費税増税反対署名へのご協力 ありがとうございました

消費税増税は、この国の自殺行為

署名まだの方、今からでも間に合います。ぜひ、お寄せください

消費税増税反対の署名にご協力いただきありがとうございます。消費増税法案が閣議決定され、今後は国会での法案審議に入ります。お預かりしたみなさんの署名は国会に持参し、増税は困ることを訴えてまいります。

景気条項の取り扱いが力ギか？

国会では消費税増税が景気に与える影響の大きさが焦点になっています。このため、景気条項の取り扱いが焦点になっていきます。このように消費増税が景気に与える影響は大きいということが認識され、今後はその具体的な数値が議論の中心になるものと思われまします。将来の社会保障財源確保のために増税が必要なのはわかりますが、消費税は本当に適した財源なのでしょうか。

「消費税を上げ、医療費を引き上げ、定率減税を引き下げて、風邪から治りかけていた日本経済を肺炎にしてしまいました。」

野田氏は小泉首相（当時）が行おうとしていた増税に対して、同じ過ちをするのかとつめよりました。

金融広報中央委員会の貯蓄動向調査によれば、16年前に約8%だった貯金なし世帯が、昨年30%にまで上昇しています。肺炎状態の日本経済がどうなるか。国自体の自殺行為ではとも言われています。



4月の税務・労務

2月決算法人の確定申告	4月中の
8月決算法人の中間申告	決算応答日
5,8,11月決算法人の消費税中間申告（年税額400万円超）	
・社会保険料・児童手当拠出金（3月分）の納付期限	5月1日（火）
・源泉所得税、特別徴収税額（3月分）の納付期限	4月10日（火）
・軽自動車税、固定資産税（都市町村の条例市計画税）の納付	で定める日
・固定新課税台帳の縦覧期間	4月1日～20日

4月の行事・業務案内

- 6（金） 春の全国交通安全運動
- 7（土） 世界保健デー
- 16（月） 土用
- 20（金） 郵政記念日
- 29（日） 昭和の日
- 30（月） 振替休日



当事務所が行っている業務

税務申告作成／税務経理相談／決算節税対策／税務調査立会い／記帳代行業務／給与計算／会計ソフト導入支援／保険相談／資金調達相談／経営相談／経営計画作成／起業支援／事業承継支援／相続対策／相続手続き代行／成年後見人／その他 弁護士・司法書士・社会保険労務士・行政書士・中小企業診断士と業務提携

今号の紙面 ○ 消費税増税の影響、野田首相も承知?!

○減価償却制度の改正 ○税理士コラム（松谷）

○がん保険の見直し ○エコカー補助金復活

○保険料率が改定 ○顧問先様ご紹介 ○Q & A

減価償却制度改正へ

国税庁は「平成23年12月改正法人の減価償却制度の改正に関するQ&A」を公表しました。

減価償却費については、財界の要望を受けて、平成19年に減価償却率を早い段階で経費化できる制度を導入しましたが、財源確保ため、率を下げた200%に改定しました。

具体的には平成24年4月1日以後に取得する減価償却資産について**定額法の償却率を2・5倍**（250%定率法）した償却率が2倍（200%定率法）に引き下げられました。（図1参照）

適用時期は、個人は平成24年、法人は平成24年4月1日前に開始した事業年度です。

ただし、その事業年度終了の日までに取得した減価償却資産は3月31日以前に取得したものとみなして、

【図1】 定率法償却率

耐用年数	H19年 3/31 以前取得	H24年 3/31 まで取得	H24年4/1 以後取得	定額法 (参考)
2	0.684	1.000	1.000	0.500
3	0.536	0.833	0.667	0.334
4	0.438	0.625	0.500	0.250
5	0.369	0.500	0.400	0.200
6	0.319	0.417	0.333	0.167
7	0.280	0.357	0.286	0.143
8	0.250	0.313	0.250	0.125
9	0.226	0.278	0.222	0.112
10	0.206	0.250	0.200	0.100

250%定率法により償却することができるとの特例が措置されています。この特例は任意に選択することが出来、事前に税務署への届出の必要はありません。

一方で、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得した減価償却資産を200%定率法へ変更することも出来ます。この適用を受ける場合は一定の事項を記載した届出書を平成24年4月1日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（平成24年7月決算期の場合、提出期限は平成24年9月30日）までに提出する必要があります。なお、この適用を受ける場合は、250%定率法の適用を受けている全ての減価償却資産が対象となります。

資本的支出を行った場合

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得された減価償却資産に資本的支出を行った場合、旧減価償却資産については250%定率法を行い、この旧減価償却資産に対して平成24年4月1日以後に行った資本的支出は200%定率法により償却を行うこととなります。

なお、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産に資本的支出を行った場合は、特例としてその減価償却資産の取得価額に資本的支出の金額を加算することが出来ます。

政治不信と税金

松谷 正俊

民主党・野田首相が消費税率アップに、まさに血まなこになつてゐる。党内に強い異論があるにも拘らずである。野党である自民党も、消費税アップには賛成であるにも拘らず、民主党政権引きずり落としのために「民主党のマニフェスト違反」をタテに国民には分かりにくい反対ポーズを示す。公明党はその間にあって、表面には反対のポーズ。しかしタテマエとホンネの違いも見えかくれする。

消費税導入の時、当時の自民党政権は「高齢化社会に対応するため」と国民に説明した。善良なお年寄りを中心とした国民はそれを信じた。

この期待は裏切られ、消費税は法人税と高額納税者の減税に消えていった。

今野田首相は「社会保障と税の一体改革」の名のもとに消費税率アップを狙う。この大義名分は本当に信頼できるのだろうか。ただ、消費税率が10%になれば、当事務所の少くない顧問先が消費税倒産に陥るだろうことは間違いない。

【雇用保険料率】

	変更前			変更後		
	雇用 保険料率	労働者 負担	事業主 負担	雇用 保険料率	労働者 負担	事業主 負担
一般の 事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000	13.5/1000	5/1000	8.5/1000
建設の 事業	18.5/1000	7/1000	11.5/1000	16.5/1000	6/1000	10.5/1000

保険料率が改定されます

「雇用保険料率」が平成24年4月1日から引き上げられます。

「健康保険料率」及び「介護保険料率」は、平成24年3月分保険料（4月納付分）から引き上げられます。

【健康保険料及び介護保険料率】

(大阪府)

	変更前	変更後
健康保険	9.56%	10.06%
介護保険	1.51%	1.55%
計	11.07%	11.61%

がん保険の

全額損金算入見直しへ

国税庁は2月29日、全額損金算入が認められている法人契約のがん保険（終身保障タイプ）の改正案を公表し、意見公募手続を実施しました。（3月29日終了）期間経過後、取り扱いが見直される予定です。現行の通達では、従業員の福利厚生目的の法人が契約する終身保障タイプの終身払込がん保険の保険料は払込時に全額損金算入することが出来ます。

改正案では、法人が契約したがん保険の保険料の支払いについて終身払込の場合は、加入時の年齢から105歳までの期間を「保険期間」とします。保険期間開始時から保険期間の50%に相当する「前払期間」を経過する（25歳で契約した場合は65歳）までは、支払保険料のうち2分の1相当の金額を資産計上しなければなりません。65歳経過後は支払保険料に加え、それ

エコカー補助金が復活

エコカー補助金の申請受付が平成24年4月2日にスタートします。一定の環境要件を満たす新車を購入し、1年間使用する人に補助金が交付されます。

ここでいう新車は「平成23年12月20日から平成25年1月31日までに新規登録した車を指します。トラックやバスも対象になっています。補助金額は、【表1】となっています。

申請書類一式は、「新車新規登録日」または「新車新規検査届出日」の翌月

末に、エコカー補助金事務局に到着するように郵便・信書便で提出します。なお、早めに出してしまつた場合は「全て返却」とのこと。4月2日以降に提出しなければなりません。

申請締切は平成25年2月28日。ただし申請総額予算額を超えた場合は募集が終了になります。

今回の予算額は3000億円。

早ければ夏頃には予算を超えて打ち切りになるのでは？と契約前倒しが急増しているようですが果たして・・・？

【表1】 補助金額

乗用車	登録車等	10万円
	軽自動車	7万円
トラック・バス	小型	20万円
	中型	40万円
	大型	90万円

まで資産計上した累計額から計算した金額を資産の累計から取り崩して損金算入します。

有期払込も前払期間は2分の1を資産計上

一時払いを含めた有期払込の場合には「前払期間」と「前払期間経過後の期間」に分け、それぞれ①保険料払込期間が終了するまでの期間、②保険料払込期間が終了した後の期間の処理を整理します。基本的には終身払込の考え方と同じですが、前払期間においては当期保険料を求めます。

当期分保険料の2分の1と当期保険料を超える金額を資産に計上し、残りの2分の1を損金に算入します。

そして払込期間終了後の期間は資産計上額から計算式によって一定額を取り崩して損金に算入する処理を示しています。

うちのお客様です

工場に付着した塗料清掃のプロ企業



IKOMA SANGYO

株式会社 生駒産業

<http://www.ikomasangyo.co.jp/>

【お問い合わせ】
072-871-9578
eigyo@ikomasangyo.co.jp
578-0901 東大阪市加納 5-13-21

【営業エリア】
関西を中心に中京圏から中国地方まで対応



汚れやすい塗装ブースだからこそ、定期的なメンテナンスが作業効率アップに繋がると社長は考えています。



の職場環境を快適に戻してくれます。
清掃で出た産業廃棄物の処理まで、すべてをお任せできます。
営業エリアは関西全域に含め、三重県、愛知県など遠方の産廃許可も取得しています。
職場が綺麗になると集中力の増加などに繋がります。

工場の塗装ブースは、塗装液が床、壁に厚く付着していきます。厄介な付着塗装の清掃は健康に悪く、なにより清掃が大変です。塗料清掃のプロである生駒産業さんは独自の技術で清掃し、工場

塗装ブースを専門に清掃するプロ

生駒産業さんは本社を東大阪市に構え、今年の4月で創業25年を迎えます。

長年の経験と確かな技術

事例

- 配当所得 5万円
- 最低税率が適用される年金所得がある場合

【計算】

配当所得に対する税額

$$5 \text{ 万円} \times 5 \% (\text{国税}) = 2,500 \text{ 円} \text{ ①}$$

$$\times 10 \% (\text{地方税}) = 5,000 \text{ 円} \text{ A}$$

配当税額控除

$$5 \text{ 万円} \times 10 \% (\text{国税}) = 5,000 \text{ 円} \text{ ②}$$

$$5 \text{ 万円} \times 2.8 \% (\text{地方税}) = 1,400 \text{ 円} \text{ B}$$

源泉税額

$$5 \text{ 万円} \times 7 \% = 3,500 \text{ 円} \text{ ③}$$

$$5 \text{ 万円} \times 3 \% = 1,500 \text{ 円} \text{ C}$$

国税 ① - ② - ③ = △6,000 円

地方税 A - B - C = 2,100 円

トータル△3,900 円、申告で安くなったと思ったら・・・

国保所得割 5万円 × 11.31% = 5,655 円

トータルで 1,755 円増額

Q&A
コーナー

上場会社から配当があった場合

Q わたしは年金所得者です。もっている株式の配当がありました。確定申告すると配当控除ができて税金が返ってくるそうですが、今からでも申告できますか？

A 上場株式の配当は所得が1000万円以下の場合、配当額の10%が配当税額控除の対象となり、さらに源泉所得税額(国税7%、住民税3%)が還付になる場合があります。

また、上場株式の売買で損失がある場合、その損失と配当を通算することができ、こちらでも源泉所得税還付となる場合があります。ただし、注意すべき点は健康保険の負担の増加です。

意外に高い国保料！

枚方市の場合、医療分保険料6・88%、後期高齢者支援均分保険料2・29%、64歳までなら介護保険料2・14%と、あわせて11・31%かかります。後期高齢者の場合、9・34%。得か損か、微妙なところです。